

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

令和二年九月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

社 食協株式会社						登録検査 機関の 名称	
抹消		追加				変更 内容	変更の あった 農産物 検査員
神垣 儀	中村 俊昭	有木 寛樹	船倉 潤	鈴木 浩孝	大塚 宜広	氏 名	
号 木三丁目三番三七	号 安芸郡坂町坂西三 丁目一番八号	号 一〇二号 田一丁目一〇番七	号 番五―二〇四号 廿日市市下の浜三	号 五号 部東五丁目一三番	号 三―四〇二号 合二丁目一六番一	号 三―四〇二号 合二丁目一六番一	住 所
玄米	玄米	玄米	玄米	玄米	玄米	玄米	農産物 検査の 種類
日 八月一九 令和二年						年 月 日 変更	